

# 本県消費者教育推進計画の骨子フレームについて(案)

※「消費者教育の推進に関する基本的な方針」から作成

## 1 はじめに(計画の基本的な考え方)

- (1) 対象期間
- (2) 基本理念
- (3) 消費者教育をめぐる状況

※消費者教育とは、消費者被害が多様化、深刻化する中、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動をいう。

## 2 消費者教育推進の意義

- (1) 消費者教育を取り巻く現状と課題
- (2) 消費者教育推進の必要性

2→  
「消費者教育に関する現状と課題」  
から記載

## 3 消費者教育推進の基本的な方向

- (1) ライフステージごとの体系的実施
- (2) 消費者の特性・場の特性に応じた方法
- (3) 各主体間の連携・協働

## 4 消費者教育の推進の内容に関する事項

- (1) 様々な場における消費者教育
  - ① 学校
  - ② 地域社会
  - ③ 職域
- (2) 消費者教育の担い手の育成・活用
- (3) 消費者教育の資源の活用

## 5 関連する他の消費者施策との連携

3、4、5→  
「奈良県消費者教育推進計画における課題、重点目標、施策の方向及び取組の具体例について」を参考に記載

## 6 今後の消費者教育の計画的な推進